

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和４年個人情報保護委員会告示第１号）の一部改正新旧対照表

○令和４年個人情報保護委員会告示第１号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編） 目次 〔略〕 【凡例】 〔略〕 ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（令和 7 年 10 月 1 日）時点の条番号 を示すものとする。 1 ～ 3 〔略〕 4 適用の範囲 4－1 法第 5 章の規律対象となる主体 〔略〕 4－1－1 行政機関等 （1）行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編） 目次 〔同左〕 【凡例】 〔同左〕 ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（令和 7 年 6 月 1 日）時点の条番号 を示すものとする。 1 ～ 3 〔同左〕 4 適用の範囲 4－1 法第 5 章の規律対象となる主体 〔同左〕 4－1－1 行政機関等 （1）行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法

第2条第8項)。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[略]	[略]
新型インフルエンザ等対策推進 会議	新型インフルエンザ等対策特別 措置法（平成 24 年法律第 31 号） <u>第 70 条の 2 の 2</u>
[略]	[略]
認知症施策推進本部	共生社会の実現を推進するた めの認知症基本法（令和 5 年法律 第 65 号）第 26 条
人工知能戦略本部	人工知能関連技術の研究開発及 び活用の推進に関する法律（令 和 7 年法律第 53 号）第 19 条
人事院	国家公務員法（昭和 22 年法律 第 120 号）第 3 条

（※）令和 7 年 10 月 1 日時点において存続するもの

②～⑥ [略]

(2)～(6) [略]

4－1－2 [略]

4－2 [略]

5～11 [略]

第2条第8項)。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
新型インフルエンザ等対策推進 会議	新型インフルエンザ等対策特別 措置法（平成 24 年法律第 31 号） <u>第 70 条の 2</u>
[同左]	[同左]
認知症施策推進本部	共生社会の実現を推進するた めの認知症基本法（令和 5 年法律 第 65 号）第 26 条
人事院	国家公務員法（昭和 22 年法律 第 120 号）第 3 条

（※）令和 7 年 6 月 1 日時点において存続するもの

②～⑥ [同左]

(2)～(6) [同左]

4－1－2 [同左]

4－2 [同左]

5～11 [同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。